

平成28年度 第1回高崎市介護保険運営協議会・会議録（抄）

【開催日時】 平成28年6月30日（木） 午後1時30分～午後3時30分

【開催場所】 高崎市役所17階 171会議室

【出席委員】 計17人

会長 金井 敏	副会長 井上 光弘	
委員 井上 謙一	委員 岩田 泰	委員 小野 瑠美子
委員 川端 幸枝	委員 桑畑 裕子	委員 小池 昭雅
委員 駒井 和子	委員 齊藤 明	委員 曾根 哲夫
委員 時田 裕之	委員 中西 有美子	委員 平野 勝海
委員 松橋 亮	委員 目崎 智恵子	委員 山田 博

【欠席委員】 計3人

委員 岡田 裕子	委員 紋谷 光徳	委員 山路 雄彦
----------	----------	----------

【事務局職員】 計32人

福祉部長 田村 洋子	長寿社会課長 志田 登	介護保険課長 住谷 一水
指導監査課長 富里 郁雄		
担当係長		
（長寿社会課） 富所 秀仁 青山 正樹 前田 恵子 橋爪 千秋 小野里 清		
（介護保険課） 嶋崎 昌幸 中村 剛志 相澤 和孝 市川 いづみ 外處 紀子		
（指導監査課） 釜井 克倫		
各支所担当職員、その他事務局担当職員		

【公開・非公開区分】 公開（傍聴者なし）

【所管部課】 長寿社会課

【議 事】 高崎市介護保険運営協議会の部会設置について

【報 告】（1）平成27年度介護給付費実績見込み等について
（2）平成27年度介護サービス事業所の指定状況について

【議事録本文】

正副会長の選任について

(司 会)

定刻になりましたので、平成 28 年度第 1 回高崎市介護保険運営協議会を開催させていただきます。

介護保険運営協議会の会長及び副会長については、高崎市介護保険条例第 20 条にありますとおり、委員の互選により定めるということになっております。いかがでしょうか。

(委 員)

事務局に一任。

(司 会)

それでは、会長につきましては、第 4 期、第 5 期と 2 期にわたり会長を務めていただき、介護保険事業に精通しているとともに、学識経験者として公正・中立な立場であります高崎健康福祉大学の金井委員に、引き続き会長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(一 同) <全委員の拍手により承認>

(司 会)

続きまして副会長ですが、平成 18 年の合併当時から 5 期にわたり本協議会の委員を務めていただき、これまでの計画の推移につきましても熟知されております群馬県老人福祉施設協議会の井上光弘委員をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(一 同) <全委員の拍手により承認>

* 会長・副会長就任の挨拶

<これより介護保険運営協議会規則に基づき会長を議長とする。>

議事 1 高崎市介護保険運営協議会の部会設置について

— 「高崎市介護保険運営協議会の部会設置について」を事務局から説明

(議 長)

ただ今、事務局から部会の委員について説明がありました。ご意見ご質問はありますか。

(委員 A)

私は現在、医療施設と介護保険施設、地域包括支援センターを運営しています。これからの日本社会を支えていくために、一番大切なのは地域包括ケアシステムだと考えていまして、自分で職員をリードしてきました。できましたら、地域包括支援センター運営部会に参加させていただきたいのですが。

(事務局)

3部会は、介護保険運営協議会の中の専門部会に位置付けられていますので、各部会で検討した事項は最終的に、全てこの運営協議会の場で報告や決定をいただくこととなります。

専門部会は、個別の案件について専門的な知識を持つ人に委員として入ってもらい、その意見を交えながら細かく検討していくものです。ですから、まずは推薦母体の意見を部会の中で出していただいて、その後、運営協議会の場でご意見をいただきたいと考えております。

(議長)

昨年の運営協議会でも部会の設置について議論しました。地域包括ケアの施策については、全ての部会に関わってくるところで、地域包括支援センター運営部会は、高齢者あんしんセンターの評価を中心に、その運営などを議論するわけですが、在宅医療・介護連携推進部会、認知症施策推進部会、地域包括支援センター運営部会の各部会が、お互いフィードバックしながらよりよい議論をして、第7期の高齢者安心プランに反映させることになろうかと思えます。

(委員 B)

地域包括支援センター運営部会に、高崎市地域づくり・支え合い体制推進ネットワーク協議会から委員が推薦されていますが、認知症施策推進部会にも入った方が有意義な議論ができるかと思えますので検討をお願いします。

(事務局)

今年度から運営協議会の全委員にいずれかの部会に入ってもらうことになりましたが、1人の委員が2つの部会を兼ねるということは考えていません。ただ部会を開催するに当たって、特にこの人をオブザーバーと呼びたいという要望があれば、その都度検討していきたいと考えています。

(議長)

認知症施策推進部会には、民生児童委員協議会と高崎市社会福祉協議会が入っています。私の意見になりますが、2人は地域の協議体づくり等に積極的に関わっていますので、協議体の進捗状況や認知症の人にどういった対応ができるかなどについて報告や提案があると考えています。ですから、この部分でカバーできる場所もあると思えます。

また運営協議会の規則第3条で「部会に属する委員は会長が任命する」とありますので、要望があれば検討して、オブザーバーか委員かは分かりませんが、ご協力いただきたいと思います。こちらは懸案とさせていただきます。

他にご意見がなければ、皆さんの承認を基に、部会の委員を指名させていただきますと思いますがいかがでしょうか。

(一 同) 異議なし

(議 長)

ありがとうございました。本議題については事務局案のとおり承認いたします。

続きまして報告に移ります。平成27年度介護給付費実績見込み等についてご説明願います。

報告(1) 平成27年度介護給付費実績見込み等について

一 「平成27年度介護給付費実績見込みについて」「平成27年度地域支援事業実績見込みについて」「要介護認定者数等の推移について」事務局から説明

(議 長)

3つの資料について報告を受けました。最初は介護給付費の実績見込みについてで、高崎市で行っている介護サービス費全ての計画値と決算の比較です。裏面が地域支援事業費実績見込みということで、新たに始まった総合事業などを含めて、包括的支援事業、あんしんセンターの費用などの説明がありました。3枚目が要介護認定者数の推移ということで、経過と昨年度、今年度を比較した対象者数についての説明でした。

資料は事前にお送りしてありますが、数字など細かいこともありますので、何かご質問等ありましたらお願いいたします。

(委員C)

要介護認定率は、県の平均に比べれば多少低いかと思いますが、平成28、29年度で最終的に目指す数値目標はあるのでしょうか。他県では「認定率は県の半分を目指す」など、漠然とですが方向性を示しているところもあります。認定率を下げるためにあえて介護度を下げるといった恐れもあり、何がなんでも下げるという目標を立てることに議論はあるかもしれませんが、一方で目標を定めることで、それを達成するための手段についてさまざまな議論ができるのではないかと思った次第です。

(議 長)

高齢者安心プランには要介護認定率の実績値と推定値が示されていますが、別に目標値と言えるものがあるかという質問です。

(事務局)

高齢者安心プランでは、要介護認定率の実績値と推定値を示していますが、確定数値として目標値は設定していません。認定率は、現状を維持できる仕組みづくりのための指標と捉えています。ただ今後、認定率をインセンティブにして、介護保険料の指標にしていくという国の動きがあることも承知しています。そうすると認定率の目標値導入も可能性があるのではないかと考えています。

(事務局)

第6期の計画を策定するときに、新しい総合事業に切り替えました。総合事業利用者が増加し、さらに総合事業や一般介護予防事業を充実させていくことで、介護認定者数が少なくなるという目論見がありましたが、27年度の実績を見ますと、まださほど効果が表れていないかと思われます。これについては、総合事業に速やかに切り替えていくこともありますが、依然として訪問・通所サービス以外は介護保険給付で残っていますし、要支援のサービスについては中途半端な形でサービスが提供されているのかなと考えられます。

総合事業への切り替えから1年が経過し、今後は利用者が要支援の認定を受けるのではなくて、総合事業サービスを選ぶという方向がだいぶ増えてくると思いますし、必要なときに必要なサービスを提供することで、重度化せずに介護の認定率が下がっていくと考えられます。

その若干の兆しではありますが、高齢者人口の伸びに比べて、認定率がさほど伸びていません。要介護1・2の方の認定者数が急激に増えてくるわけですが、その部分での認定率は国が計算した数値ほどは伸びていなかったということで、より予防事業を充実させていかないといけない、ということが見えてきたと思います。

(委員D)

総合事業への移行も一つの要因かと思うのですが、平成24年から29年までの認定者数の増減がさほどないことについて、介護認定の有効期間が延長されていることはどれくらい影響があるのでしょうか。

(事務局)

区分別の要介護認定者数の推移というところで、27年度末の要介護認定者数16,100人は実際に認定を受けた数です。これとは別に介護認定審査会では有効期間に応じて認定審査を行いますので、有効期間が6カ月の人ですと半年に1回認定を繰り返します。現在の有効期間は最長24カ月で、この3年間で期間が延びてきました。さらに今年度から、更新の全ての部分について24カ月移行が可能になっています。

ですから、有効期限の延長の影響については、数値の中に表現されていませんが、実際の認定者数に対して、介護認定審査会での判定件数はやや減りながら推移していくと思われます。

(事務局)

要支援1・2の人の中には、介護認定を受けても実際にサービスを利用しない人が

2割くらいいます。いざというときのお守りとして、介護認定を受けておこうということで、お守り申請などと呼んだりしています。その人たちが1年経つたびに審査会にかかり更新を繰り返してきましたが、総合事業が始まったことで、総合事業サービス対象者として申請すれば、必要なときにすぐにサービスが使える形になりました。ですからサービスを実際に使うあてはないけれども、介護認定を受けようとする人たちが少なくなってきましたので、その分審査会等の事務費の節減につながるというのも総合事業移行の効果の一つです。

(委員B)

地域支援事業費見込みの家族介護支援事業について、27年度の決算見込みがゼロになっています。項目があって金額が入っていないのは、どこかに振り分けられたのでしょうか。

(事務局)

任意事業の家族介護支援事業についてですが、26年度は認知症サポーターのテキスト代などを計上していました。27年度はこれを認知症施策推進事業に振り分けたためゼロとなったものです。

(議長)

来年度、この項目は削除になるのでしょうか。

(事務局)

予算枠としては残ります。

(委員B)

それでは、家族介護支援事業にはどのようなものがあるのでしょうか。認知症施策推進事業以外のものとして、公民館や市役所などで行う、寝たきりの人の介護実技的なものや、介護保険課の保健師が中心に行っている介護相談などは、家族介護支援事業の中に含まれないのですか。

(事務局)

家族介護支援事業についてですが、当初は新しい事業がいろいろ組めると国から通知がありましたが、実際は制約が多く難しい状況にあります。4月から始めた介護SOSサービスも家族介護支援事業の枠組みでできるのではないかと考えましたが、これは認められないということで、国の交付金の対象から外れました。ですから家族介護支援事業は、今後の推移をみて検討していきたいと考えています。

また当該項目については事業がないということであれば、報告の際はこういった欄を削除させていただきます。

(議長)

資料で提示された介護給付費と地域支援事業費のほかに、介護 SOS サービスや配食サービスなどを含むもう一つ別の会計の事業があるということでしょうか。今回はその事業や会計について報告がありません。

(事務局)

介護 SOS サービスやおむつの給付は一般会計の高齢者福祉費の事業となりまして、本運営協議会で報告しているのは、介護保険特別会計の事業になります。

配食サービスは今年度から地域支援事業に位置付けましたが、27 年度は一般会計の高齢者福祉費で行っている事業ですので、27 年度の実績には含まれませんが 28 年度の実績に含まれてきます。

(議長)

介護保険条例には、協議会が協議する事項として、介護保険の事業計画と市の介護及び高齢者福祉に関する施策と入っているわけですので、そこも含めて報告いただくと議論がスムーズになると思います。配慮をお願いします。

(委員 C)

予防事業の通所・訪問にかかる費用についてですが、27 年度の実績見込みを見ると、ほぼそのまま介護給付費から地域支援事業費に移っています。これはいわゆる「みなし」の通所・訪問であると思いますが、かかる費用が同じだとすると、地域支援事業に移行した意味がありません。将来設計として、30 年 4 月にこれらは通所 A、訪問 A という形にするのでしょうか。予防の通所・介護サービスを市としてはどうしていくのか、漠然と描く姿でいいですが、あと 2 年しかない中で、どういう形で計画しているのでしょうか。

(事務局)

国の社会保障審議会では、要介護 1 と 2 の方のサービスも総合事業に切り替えるという議論が始まっています。こういった国全体の動向を見極めながら、随時検討させていただきたいと考えています。

(議長)

平成 27 年度の介護給付費実績見込みの合計が約 275 億円。総合事業の開始で、今までの介護予防事業が介護予防・日常生活支援総合事業に移ったとして、決算額が約 3 億円です。これを足すと 278 億円となり、実際かかっている経費になります。26 年度の決算額は 268 億円ですから、つまり 10 億円のプラスになっています。認定者数はあまり増えていませんが、実際は総合事業サービス対象者を合わせて 662 人増えたわけで、対象者が減っていくことは今後もないと思われれます。だとすれば来年度、再来年度はどうなるのかということを経緻に考えていかなければいけない。保険料を上げていくのか、報酬単価を低くするのか、税金をもっと投入するのかなどいろいろなことを考えていかなければならないし、議論しなければならない。さきほどの質問

にもあった予防事業の展開も含めて検討していく必要があると考えます。

他に何かご意見はありますか。ないようであれば次の「平成 27 年度介護サービス事業所の指定状況について」報告をお願いします。

報告（２）平成 27 年度介護サービス事業所の指定状況について

一「平成 27 年度介護サービス事業所の指定状況について」事務局から説明

（議長）

ありがとうございました。こちらについてご質問はありますか。

（委員 C）

増減の内訳の「廃止」について、そのまま廃止になっているのか、もしくは引き継いで新規とリンクしているのでしょうか。

（事務局）

「地域密着型」の「小規模多機能型居宅介護」で廃止が 1 となっておりますが、こちらは「看護小規模型居宅介護」が利用者などを引き継ぐ形で運営を開始し、新規が 2 となっており、廃止と新規がリンクしているケースです。

（委員 C）

そのほかは全て廃止でしょうか。

（事務局）

全て廃止になっています。

（議長）

廃止になると、利用者はまたケアマネジャーと相談して別のところに移りましょうということなるのですか。

（事務局）

はい。

（議長）

分かりました。それでは他にありますか。ないようであれば、報告を終了いたします。その他、委員の皆様から何かありますか。ないようですので、事務局からお願いします。

その他 介護保険運営協議会スケジュールについて事務局から説明

(議長)

運営協議会があと2回、部会を2回開催しますので、ぜひご協力ください。次期計画のニーズ調査の説明がありましたが、今回さまざまなニーズを拾い上げ、来年度に第7期介護保険事業計画をつくっていくこととなりますので、ご協力をいただければと思います。他に何かありますか。

(委員B)

その他として、介護SOSサービスは広報高崎などに掲載されていて、目に触れる機会が多くなりました。また受け入れ場所も増えたと聞いています。現在の利用状況について報告をお願いします。

(事務局)

介護SOSサービスの状況についてご説明申し上げます。4月にサービスを開始しまして、同月は訪問が14件、宿泊が1件でした。5月は訪問が46件、宿泊が3件です。そのほか問い合わせ等が、4月は始まった当初ですので60件、5月は17件になっています。利用の理由ですが、「介護者が不在」が一番多く、仕事の都合などによるものです。宿泊も同じく「介護者が不在」という理由が多くなっています。制度への問い合わせですが、利用方法についてが非常に多くなっています。今後も周知に努めて、より使いやすい制度にしていきたいと考えています。

(議長)

少しでも介護離職防止に役立つといいですね。そのほか特になければ、これで議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。

(事務局)

金井会長ありがとうございました。

以上で、平成28年度第1回高崎市介護保険運営協議会を終了いたします。